

## 2024年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 2024年7月26日（金）午後2時から午後2時30分まで
- ・開催場所 愛知県自治センター 12階 会議室E
- ・出席者 山根 則夫（名古屋市医師会会長）、加藤 政隆（名古屋市医師会副会長）、錦見 尚道（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院院長）、葛谷 雅文（名鉄病院院長）、後藤 百万（中京病院院長）、都島 誠一（名古屋市歯科医師会会長）、矢野 宗敏（名古屋市薬剤師会会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会会長）、小嶋 雅代（名古屋市保健所長）、田嶋 仁美（名古屋市地域共生社会推進担当局長）、加藤 裕（西名古屋医師会会長）、深尾 裕和（西春日井歯科医師会副会長）、宮田 壮一（西春日井薬剤師会会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、杉山 公一（西春日井地区学校保健会副会長）、後藤 憲治（清須市民生委員連絡協議会会長）、岡島 剛（愛知県食品衛生協会清須支部支部長）、滝 愛（豊山町食生活の会協議会代表）、丹羽 久登（清須市健康福祉部長）、井上 武（豊山町生活福祉部長）（敬称略）
- ・傍聴者 2名

### <議事録>

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から「2024年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県保健医療局技監の竹原から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 竹原技監）

愛知県保健医療局技監の竹原でございます。

本日はお忙しい中、2024年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃は、当圏域の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力をいただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本日は、お手元の会議次第のとおり、議題といたしまして「地域医療支援病院の承認について」を挙げさせていただいております。

また、報告事項としまして、「尾張中部地域の第 1 次救急医療体制について」と「愛知県地域保健医療計画（別表）に追加する項目について」の 2 件を御報告させていただきます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

本日の出席者の御紹介ですが、時間等の都合により、お配りしてあります「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数ですが、当会議の構成員は 27 名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者 3 名を含め、20 名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である 14 名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日の会議には、傍聴者が 2 名いらっしゃいますので御報告いたします。

次に、資料の御確認をお願いいたします。

#### 【次第裏面により資料確認】

不足がございましたら、お申し出ください。

続きまして、議長の選出に移ります。議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第 4 条第 2 項の規定により、互選でお決めいただくこととなっておりますが、特に御異議がなければ、事務局といたしましては、名古屋市医師会長の山根則夫様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### 【拍手】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の山根様をお願いします。山根様、どうぞよろしくお願いいたします。

（山根議長）

ただいま、議長に選ばれました名古屋市医師会長の山根でございます。

本日は、皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様の活発な御議論によりまして、有意義な会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

当会議は、開催要領第5条に基づき、全て公開とさせていただきたいと思いません。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のウェブページに会議録として掲載することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

(山根議長)

よろしいでしょうか。

それでは議題(1)「地域医療支援病院の承認について」につきまして、審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 関谷課長補佐)

愛知県保健医療局医務課の関谷と申します。

日頃は、それぞれのお立場から、地域の医療体制の推進に御尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。私からは、議題「地域医療支援病院の承認について」御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

最初に、資料の説明をさせていただきます。説明資料は資料1、ページ番号1～12まででございます。

1から2ページは、地域医療支援病院の概要、3から7ページは、今回御審議いただく申請者から提出された事業計画書の概要書、8から12ページは、地域医療支援病院の承認要件でございます。

時間の都合もございまして、資料すべてを御説明することはできませんので、まず、地域医療支援病院の概要について御説明させていただきます。1ページを御覧ください。地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的とした制度でございます。主な機能は、2に記載の通り、紹介患者に対する医療の提供、医療機器の共同利用の実施、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施でございます。

医療法により都道府県知事が承認することになっておりますが、主な承認要件は、3に記載のとおり、開設主体は、原則として国、都道府県、市町村、医療法人等、紹介患者中心の医療を提供していることということで、御覧のように、紹介率、逆紹介率の基準がございます。

救急医療を提供する能力を有すること、建物、設備、機器等を地域の医師等が

利用できる体制を確保していること、地域医療従事者に対する研修を行っていること、原則として 200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること等でございます。

承認要件の詳細は、8 ページ以降にございますが、説明は省略させていただきます。続きまして、2 ページ目、本県における取扱方針につきまして、3 に記載のとおり、圏域保健医療福祉推進会議において関係者の意見を伺うこととされておりまして、本日、この会議の場で御意見を頂戴するものでございます。

それでは、今回、新たに、地域医療支援病院の名称承認についての事業計画書を提出された案件について御説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。医療機関名は、大同病院、開設者は社会医療法人宏潤会、所在地は記載のとおりでございます。

申請書の各項目を説明いたします。「2 病院の名称等」にあります「病床数」についてですが、「大同病院」の病床数は、「404 床」ですので、承認基準の「200 床以上」を満たしています。

「3 施設の構造設備」につきましては、集中治療室をはじめとし、化学検査室、図書室など、地域医療支援病院として必要な法定の施設を有しております。

4 ページを御覧ください。「4 紹介患者に対する医療を提供する体制の整備状況」でございますが、紹介率は 73.2%、逆紹介率は 112.7%となっております。これは、承認要件の「地域医療支援病院紹介率が 65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 40%以上であること」を満たしております。

続きまして、「5 共同利用のための体制の整備状況」でございます。共同利用の実績につきましては、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は 2,339 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。また、共同利用に係る病床の病床利用率は、9.32%でございました。

また、(4) の登録医療機関の数でございますが、昨年度は、442 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。共同利用可能な病床数も 5 床確保されており、共同利用の体制は整備されております。

5 ページを御覧ください。「6 救急医療を提供する能力の状況」でございます。重症患者の受入れに対応できる医療従事者は、資料に記載しておりますとおり確保されております。また、重症救急患者のための病床ですが、優先的に使用できる病床は 10 床でございます。

2 次救急医療施設として、救急告示も受けており、救急医療を提供する能力を有するものでございます。

続きまして、「7 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力の状況」でございます。昨年度の研修の実績といたしまして、「最新の肺がんの内科治療」などの研修が 14 回開催され、合計で 313 名が参加しており、研

修を定期的に行う体制は整備されていると認められます。

6 ページを御覧ください。「8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法、閲覧方法」でございます。管理責任者、管理担当者、閲覧責任者、閲覧担当者のいずれも有しており、適切な体制が敷かれています。

「9 委員会の構成」でございますが、医師会等医療関係団体の代表 16 名、学識経験者の代表 1 名、地方公共団体の代表 2 名、地域住民の代表 1 名、当該病院の関係者 6 名の合計 26 名の体制で、委員会が設置されております。

「10 患者からの相談に適切に応じる体制」でございますが、「医療相談室」等を設置し、病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保しています。

「11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援」でございますが、記載のとおり様々な支援を行っており、在宅医療に必要な支援が行なわれております。

7 ページを御覧ください。「12 その他地域医療支援病院に求められる取組み」でございますが、連携体制を確保するための専用の室、「地域医療連携室」を設けるなど、必要な取組みが行われています。

申請書の概要の説明は以上でございます。今回の会議に先立ち、医務課にて 7 月 3 日に現地調査を行い、事業計画が根拠に基づいて作成されていることを確認済みでございます。

なお、本日の名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議にて御承認いただきましたら、10 月に開催予定の愛知県医療審議会 5 事業等推進部会で審議した上で、10 月以降、地域医療支援病院の承認を行うという流れでございます。説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

(山根議長)

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは開催要領第 4 条第 4 項の規定に基づきまして、採決に移りたいと思います。

地域医療支援病院の承認につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。

**【挙手多数】**

(山根議長)

挙手多数ですね。賛成が過半数に達しましたので、本議題につきましては承認といたします。

以上で、議題は終了いたしましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項（１）「尾張中部地域の第１次救急医療体制について」、事務局から説明をお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

報告事項（１）「尾張中部地域の第１次救急医療体制について」につきまして、御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

愛知県地域保健医療計画では、２次医療圏ごとに、５疾患（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、６事業（救急医療・災害医療・新興感染症・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療に関します医療提供体制を記載することとしています。

この度、名古屋・尾張中部医療圏の救急医療対策（尾張中部地域）の記載内容に変更が生じたので、変更の経緯や現在の救急医療体制につきまして、清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町の２市１町が設立しています西春日井広域事務組合を代表して、豊山町生活福祉部長でいらっしゃいます、井上委員より御報告いただきたいと存じます。説明につきましては、以上でございます。

（山根議長）

それでは、井上委員から説明をお願いします。

（井上委員）

尾張中部地域の一次救急医療体制について御報告いたします。

本地域には長年、清須市と北名古屋市にそれぞれ西部と東部の休日急病診療所がございました。耐震や老朽化等の理由等により長期間休止をしておりましたが、本年、令和６年３月２９日をもって廃止をいたしました。

現在は在宅当番制の体制で実施しておりますが、今後の第一次救急医療体制について、休日急病診療所の再設置を含めた検討を進めております。

なお、資料の下の部分の参考についてですが、「愛知県地域保健医療計画」の記述については、計画の見直しの際に変更をお願いする予定ですので、読み替えをお願いします。

（山根議長）

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。特に御意見等はございませんか。

続きまして、報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画（別表）に追加する項目について」、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

報告事項(2)「愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目について」につきまして、御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料3「愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目について」を御覧ください。愛知県地域保健医療計画では、5疾患(がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患)、6事業(救急医療・災害医療・新興感染症・へき地医療・周産期医療・小児医療)及び在宅医療等の機能を担っていた多く医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本年4月からを計画期間といたします愛知県地域保健医療計画では、「新興感染症発生・まん延時における医療」が新たに追加され、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結することとされました。

愛知県地域保健医療計画(別表)におきましても、2ページ左下の体系図にございます、「新興感染症対応に係る協定締結施設等の対応」の医療機関名の項目を本年4月より追加いたしました。

1ページにお戻りいただきまして、このたび新たに別表に追加しました「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する記載内容は、資料のとおりとなっております。左から、医療機関名、発熱外来、自宅療養者支援、後方支援、人材派遣、防護服の備蓄につきまして、該当する医療機関に「○」を付けております。なお、別表の更新につきましては、ただ今、更新作業を行っておりますので、次回会議で、改めて御報告させていただきたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

(山根議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。特に御意見等はございませんか。

以上で本日の議事は終了いたしました。最後に「その他」として、保健医療福祉分野に関する御意見等がございましたら御発言いただきますようお願いいたします。委員の方から特に御意見はございませんか。

それでは最後に事務局から何かございますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の

方に御確認いただくことしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。以上でございます。

(山根議長)

それでは、本日の2024年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議はこれを持ちまして閉会といたします。速やかな議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。